

## 災害公営住宅整備事業等対象要綱

〔平成24年1月10日〕  
国住備第199号  
国住心第88号  
住宅局長通知

最終改正：平成27年5月7日 国住備第21-7号・国住心第15-3号

### (通則)

第1条 東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け府復第3号、23文科政54号、厚生労働省発会0106第3号、国官会第2357号、環境政発第120106002号）、福島再生加速化交付金（帰還環境整備）実施要綱（平成26年2月28日付け国官会第2893号等）及び福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱（平成26年2月28日付け国官会第2894号等）に規定する災害公営住宅整備事業等の対象等に関しては、公営住宅法（昭和26年法律第193号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）並びに関係法令及び関係通知によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 復興交付金 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第3項に規定する復興交付金をいう。
- 二 災害公営住宅整備事業等 災害公営住宅整備事業、用地取得造成事業、災害対応改修事業、災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業及び高齢者生活支援施設等整備事業をいう。
- 三 災害公営住宅 次のイからニまでに掲げる住宅をいう。
  - イ 公営住宅法第8条第1項の規定による国の補助（同条第6項及び第7項の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第3項に規定する交付金、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第34条第3項に規定する交付金若しくは同法第46条第3項に規定する交付金を公営住宅法第8条第1項の補助とみなす場合又は福島復興再生特別措置法第27条第1項若しくは同法第39条第1項の規定により読み替えられた公営住宅法第8条第1項の規定を適用する場合を含む。）を受けて建設又は買取りをする公営住宅
  - ロ 公営住宅法第8条第1項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅（同法第17条第2項ただし書に規定する戸数を超える分を除く。）
  - ハ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）第22条第1項の規定（福島復興再生特別措置法第27条第1項又は同法第39条第1項の規定により読み替えられた激甚法第22条第1項の規定を適用する場合を含む。）の適用を受けて建設又は買取りをする公営住宅
  - ニ 激甚法第22条第1項に規定する政令で定める地域にあった住宅であって激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅（同法第17条第3項ただし書に規定する戸数を超える分を除く。）又は福島復興再生特別措置法第27条第1項に規定する特定帰還者若しくは同法第39条第1項に規定する居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅

- 四 借上公営住宅 第3号ロ及びニに掲げる住宅をいう。
- 五 災害復興型地域優良賃貸住宅 地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号）を改正する通知（平成23年5月2日付け国住備第33号）附則第2条第1項第2号に規定する住宅をいう。
- 六 サービス付き高齢者向け住宅 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定する住宅をいう。
- 七 高齢者生活支援施設等 高齢者生活支援施設等整備事業補助金交付要綱（平成23年5月2日付け国住備第43号・国住整第20号）第3条第5号に規定する施設をいう。

**（対象）**

第3条 災害公営住宅整備事業等の対象は、次の表の（イ）欄に掲げる対象事業に応じて、（ロ）欄に掲げる事業に該当するものとする。

（イ）	（ロ）
災害公営住宅整備事業	公営住宅整備事業等補助要領（平成8年8月30日付け建設省住備発第83号）第2第2号に規定する災害公営住宅整備事業
用地取得造成事業	公営住宅整備事業等補助要領を改正する通知（平成23年5月2日付け国住備第44号。以下「公営改正通知」という。）の附則第2第1項に規定する用地取得造成事業
災害対応改修事業	公営改正通知の附則第3第1項に規定する災害対応改修事業
災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年3月28日付け国住備第162号）を改正する通知（平成23年5月2日付け国住備第35号。以下「地優賃改正通知」という。）附則第2条第1項に規定する災害復興型地域優良賃貸住宅の整備又は改良に係る事業
高齢者生活支援施設等整備事業	高齢者生活支援施設等整備事業補助金交付要綱第3条第1号に規定する高齢者生活支援施設等整備事業

**（事業費等）**

第4条 災害公営住宅整備事業等に係る事業費、基本国費率及び基本民間負担率は、次の表の（イ）欄に掲げる対象事業に応じ、（ロ）欄に掲げる費用の額を事業費とし、（ハ）欄に掲げる率を基本国費率とし、（ニ）欄に掲げる率を基本民間負担率とする。

（イ）	（ロ）	（ハ）	（ニ）
災害公営住宅整備事業（災害公営住宅の建設等）	公営住宅等整備事業対象要綱（平成17年8月1日付け国住備第37号）第4に掲げる公営住宅等の建設等に係る対象額	第2条第3号イの住宅の場合、3分の2	—
		同号ハの住宅の場合、4分の3	—
災害公営住宅整備事業（災害公営住宅の借上げ）	地優賃改正通知の附則第2条第3項の表中の借上公営型地域優良賃貸住宅（建設）の欄に掲げる住宅の建設に要する費用の額又は同表中	第2条第3号ロの住宅の場合、民間事業者等に対する地方公共団体の補助額（（ロ）欄に掲げる額に5分の4を乗じた額を限度とする。）に2分の1を乗じた額を、（ロ）欄	5分の1

	の借上公営型地域優良賃貸住宅（改良）の欄に掲げる住宅の改良に要する費用の額	に掲げる額で除した値	
		第2条第3号ニの住宅の場合、民間事業者等に対する地方公共団体の補助額（（ロ）欄に掲げる額に5分の4を乗じた額を限度とする。）に4分の3を乗じた額を、（ロ）欄に掲げる額で除した値	5分の1
用地取得造成事業	公営改正通知の附則第2第2項各号に掲げる土地取得費、造成費、補償費及び事務費の合計額	4分の3	—
被災者向け公営住宅改修事業	公営改正通知の附則第3第2項各号に掲げる被災者向けの公営住宅として供給する場合の改修に要する費用の額	4分の3	—
災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業（建設）	地優賃改正通知の附則第2条第3項の表中の災害復興型地域優良賃貸住宅（建設）の欄に掲げる住宅の建設に要する費用の額	サービス付き高齢者向け住宅以外の住宅である場合は、民間事業者等に対する地方公共団体の補助額（（ロ）欄に掲げる額に100分の20を乗じた額を限度とする。）に4分の3を乗じた額を、（ロ）欄に掲げる額で除した値	100分の80
		サービス付き高齢者向け住宅である場合は、民間事業者等に対する地方公共団体の補助額（（ロ）欄に掲げる額に100分の24を乗じた額を限度とする。）に4分の3を乗じた額を、（ロ）欄に掲げる額で除した値	100分の76
災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業（改良）	地優賃改正通知の附則第2条第3項の表中の災害復興型地域優良賃貸住宅（改良）の欄に掲げる既存の住宅等の改良に要する費用の額	民間事業者等に対する地方公共団体の補助額（（ロ）欄に掲げる額に5分の4を乗じた額を限度とする。）に4分の3を乗じた額を、（ロ）欄に掲げる額で除した値	5分の1
災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業（買取後改良）	地優賃改正通知の附則第2条第3項の表中の災害復興型地域優良賃貸住宅（買取後改良）の欄に掲げる住宅の買取りに要する費用の額及び既存の住宅等の改良に要する費用の額の合計額	住 宅 の 買 取 り の 場 場 サービス付き高齢者向け住宅以外の住宅である場合は、民間事業者等に対する地方公共団体の補助額（（ロ）欄に掲げる額に100分の20を乗じた額を限度とする。）に4分の3を乗じた額を、（ロ）欄に掲げる額で除した値	100分の80

		合	サービス付き高齢者向け住宅である場合は、民間事業者等に対する地方公共団体の補助額（（ロ）欄に掲げる額に100分の24を乗じた額を限度とする。）に4分の3を乗じた額を、（ロ）欄に掲げる額で除した値	100分の76
		既存の住宅等の改良の場合	民間事業者等に対する地方公共団体の補助額（（ロ）欄に掲げる額に5分の4を乗じた額を限度とする。）に4分の3を乗じた額を、（ロ）欄に掲げる額で除した値	5分の1
高齢者生活支援施設等整備事業	高齢者生活支援施設等整備事業補助金交付要綱第5条に規定する高齢者生活支援施設等の整備に要する費用		民間事業者等に対する地方公共団体の補助額（（ロ）欄に掲げる額に3分の2を乗じた額を限度とする。）に4分の3を乗じた額を、（ロ）欄に掲げる額で除した値	3分の1

**附 則**

この要綱は、平成24年1月16日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。